

令和3年1月4日

関係有料老人ホーム 施設長 様

名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課長

有料老人ホームにおける前払金の保全措置について（お知らせ）

日頃は、本市の高齢福祉行政にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

標題の件について、改めてお知らせします。

平成30年の老人福祉法の改正により、前払金の保全措置について、平成18年3月31日以前に届出された有料老人ホームにつきましても、令和3年4月1日以降の新規入居者からその義務対象となりました。該当する有料老人ホームで前払金の保全措置を講じていない場合は、速やかにご準備いただきますようお願いいたします。

また、現時点で保全措置を講じている有料老人ホームにつきましても、新規入居者に対して引き続き保全措置を講じていただきますようお願いいたします。

なお、平成30年2月9日付29健介保第1713号「老人福祉法等改正による前払金保全措置の義務の対象拡大について（通知）」もご参照ください。

※ 本通知は前払金の有無にかかわらず、平成18年3月31日以前に届出された市内の全有料老人ホームに送付しております。

名古屋市健康福祉局高齢福祉部
介護保険課指導係
電話 052-972-3087